

香港日本人学校 保護者の皆さま

香港日本人学校 事務局

児童生徒、保護者の個人情報保護について

本校では香港特別行政区の個人資料(私隱)條例 the Personal Data (Privacy) Ordinance に則り、学校が預かる児童生徒と保護者に関する個人情報の取扱いの秘匿を徹底します。

この条例の6つの原則は

1. 特定の個人のプライベートな情報は、その情報の利用者が業務上必要な範囲内で公平に収集された適切な情報量に限られ、情報収集の目的と情報の用途は明らかにされていないといけない。
2. 収集した個人情報の正確さが保証されるように注意を払い、情報は利用する目的が達成されたあと削除されなければならない。
3. 個人情報は、個人情報の提供者の同意を得た場合を除き、当初、情報収集の際に明らかにされている目的、それに直接関係する用途のためだけに使用される。
4. 情報の収集者は、個人情報が不正に、偶発的に外部からのアクセスで情報流出がないように情報を保護しなければならない。
5. 情報の収集者は、個人情報保護に関する決まり、慣例をきちんと定めなければならない。
6. 情報を提供する個人は、収集された本人の個人情報を閲覧、修正する権利を持っている。この条例に規定される拒絶理由が適用される場合を除き、情報収集者は情報修正の要求があった場合に、定められた時間内にそれに応じなければならない。

といったものです。これに基づき、本校は下記のように対応をいたします。

- (ア) 保護者から提出のあった情報は退学・卒業後、所定の期間(データベース上は3年)、会計上必要な紙ベースではその情報の記載の年から7年で機密文書扱いで正確に処分されます。
- (イ) 学校が収集し保管する個人情報は、本人の許可がない限り、第三者への提供は一切しません。但し、本校の PTA と通学バス利用者会については、その加入者の情報に関しては必要最小限の範囲で学校から情報を提供します。
- (ウ) 児童生徒本人と保護者に関する教務上必要な指導要録に記載される情報は、日本政府の学校教育法施行令等に定められた期間内において、進学や将来の成績証明発行等の目的のためだけに保管されます。また在籍と卒業に関する個人名、生年月日、在籍期間、卒業年度等の限られた情報については将来の在籍証明等の発行の目的のために永久に保管されます。この情報については、特定の個人からの請求があれば本人に関する情報についての閲覧は出来ますが、学校がする評価等については明らかな誤記の場合を除き、対象となる本人、保護者から修正を求めることはできません。→上記6の例外
- (エ) 保護者から進学、転校のために児童生徒の指導要録の写し等の作成が求められた場合に限り、指導要録にある内容を特定の学校等に提供します。この場合、内容の不正な改ざん等を防ぐため機密扱いで密封(親展)となります。
- (オ) 司法請求等、合法的な特定情報の公開を求められた場合、個人情報で特定の個人の了解が得られない場合でも、学校は個人情報を公的機関に提供する場合があります。

以上